

平成 29 年度 神戸市水防計画（案）新旧対照表

現行計画	改定水防計画
<p>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）</p> <p>本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設は、防災DB 風水害等対策編 応急資料 5-4-1, 2 のとおり。</p> <p>3. 広報紙KOB E防災特別号（洪水ハザードマップ）</p> <p>浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、KOB E防災特別号（洪水ハザードマップ）を作成している。また、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。</p> <p>4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p>	<p>ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）</p> <p>本市の地域防災計画で定められている地下街等、要配慮者利用施設は、防災DB 風水害等対策編 応急資料 5-4-1, 2 のとおり。</p> <p>3. 広報紙KOB E防災特別号（洪水ハザードマップ）</p> <p>浸水想定区域の指定に基づき、当該浸水区域ごとに、洪水予報の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、KOB E防災特別号（洪水ハザードマップ）を作成している。また、市のホームページに掲載し、住民が提供を受けることができる状態にしている。</p> <p>4. 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。</p> <p>5. 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する<u>計画の作成及び当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施しなければならない。</u>また、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>6. 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第 15 条第 1 項の規定により本市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p>

第4章 予報及び警報

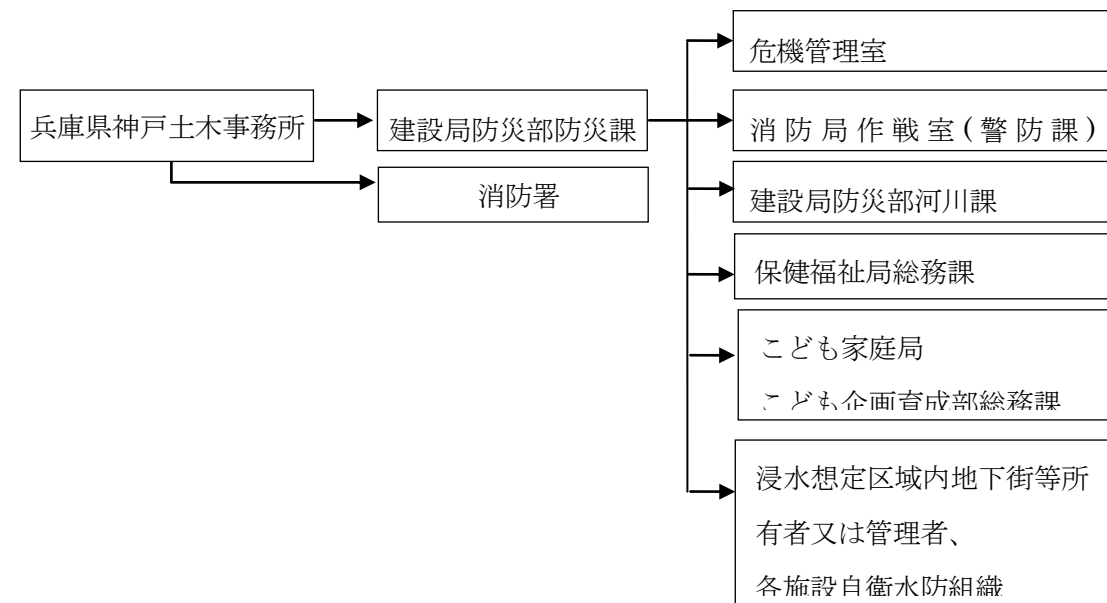
4-1 気象庁が行う予報及び警報

気象庁が行う予報及び警報の種類、発表基準等については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

4-2 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、兵庫県知事が指定する洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川である。内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(平成26年9月)」では、特別警戒水位(氾濫危険水位)を定め、この水位に到達した旨の情報を出すと定められている。ただし、兵庫県では従前の基準に基づき特別警戒水位(避難判断水位)に到達したことを通知する。

- (1) 対象河川
 - ・一級河川(1河川)
淡河川
 - ・二級河川(12河川)
武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川
- (2) 水位周知河川における水位情報の通知
兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、つぎの通り神戸市に水位を通知する。



兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及び氾濫注意水位等については「神戸市地域防災計画防災データベース風水害対策編応急資料 1-1-3」のとおりである。

第4章 予報及び警報

4-1 気象庁が行う予報及び警報

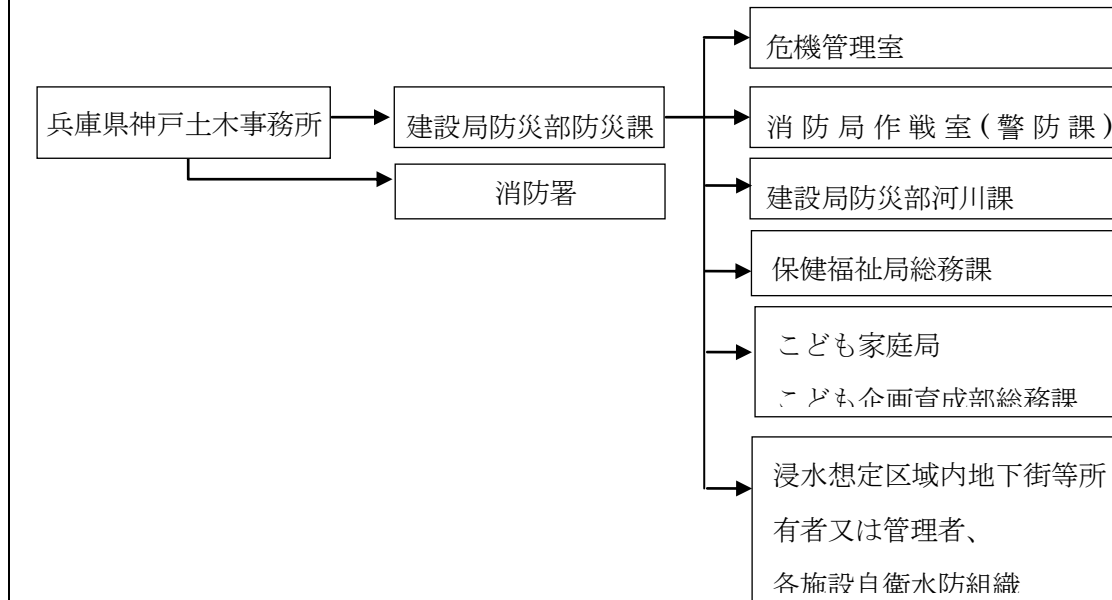
気象庁が行う予報及び警報の種類、発表基準等については、「神戸市地域防災計画 風水害対策編 応急対応計画 第1章 警戒体制及び防災活動計画 1-1 警戒体制」に定めるとおりとする。

4-2 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川は、洪水予報河川以外の河川のうち、兵庫県知事が指定する洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川である。

兵庫県は、水位周知河川の水位が避難判断水位に達したとき、及び、特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したときは、その旨を関係水防管理団体へ通知する。

- (1) 対象河川
 - ・一級河川(1河川)
淡河川
 - ・二級河川(12河川)
武庫川、有馬川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川
- (2) 水位周知河川における水位情報の通知
兵庫県神戸土木事務所は、管内に設置している量水標について、つぎの通り神戸市に水位を通知する。



兵庫県神戸土木事務所所管量水標設置箇所及び氾濫注意水位等については「神戸市地域防災計画防災データベース風水害対策編応急資料 1-1-3」のとおりである。

現行計画	改定水防計画
<p>第 1 2 章 水防報告等</p> <p>1 2 - 1 水防記録</p> <p>水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水防実施状況報告書(様式 1) ② 法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由 ③ 法第 24 条の水防従事者又はやとい入れられた者の住所、氏名及び出動時間、理由 ④ 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況 ⑤ 法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者、事由、使用場所 ⑥ 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及び事由、除去場所 ⑦ 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由 ⑧ 法第 29 条による立退き指示の理由及び状況 ⑨ 警察署の援助状況 ⑩ 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況 ⑪ 現場指導の公務員の職氏名 ⑫ 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当 ⑬ 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法 ⑭ 警戒中の水位観測表 ⑮ 水防法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置 ⑯ 水防法第 32 条の 2 水防訓練の概要 <p>1 2 - 2 報告</p> <p>1. 知事への報告</p> <p>水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては県神戸土木事務所を経由し、ため池に関しては県神戸土地改良センター所長を経由して知事に対し 10 日以内に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前節の①、④、⑤、⑧、⑪、⑫、及び⑯の事項 ② その他必要と認める事項 <p>2. 土木事務所長等への連絡</p> <p>水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、特別警戒水位(避難判断水位)又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき 	<p>第 1 2 章 水防報告等</p> <p>1 2 - 1 水防記録</p> <p>水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水防実施状況報告書(様式 1) ② 法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由 ③ 法第 24 条の水防従事者又はやとい入れられた者の住所、氏名及び出動時間、理由 ④ 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況 ⑤ 法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者、事由、使用場所 ⑥ 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及び事由、除去場所 ⑦ 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由 ⑧ 法第 29 条による立退き指示の理由及び状況 ⑨ 警察署の援助状況 ⑩ 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況 ⑪ 現場指導の公務員の職氏名 ⑫ 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当 ⑬ 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法 ⑭ 警戒中の水位観測表 ⑮ 水防法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置 ⑯ 水防法第 32 条の 2 水防訓練の概要 <p>1 2 - 2 報告</p> <p>1. 知事への報告</p> <p>水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては県神戸土木事務所を経由し、ため池に関しては県神戸土地改良センター所長を経由して知事に対し 10 日以内に報告するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 前節の①、④、⑤、⑧、⑪、⑫、及び⑯の事項 ② その他必要と認める事項 <p>2. 土木事務所長等への連絡</p> <p>水防管理者は、次の事項についてその都度報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、<u>避難判断水位又は氾濫危険水位(特別警戒水位)</u>に達したとき及び氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき。

現行計画

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市域のうち、水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする

(1) 河川水防地区 (神戸市建設局)

名 称	一・二級河川						準用、普通河川	
	水防上最も重要な箇所			次に重要な箇所			重要な箇所	
	箇所	数量		箇所	数量		箇所	数量
河川数	左岸	3	1,940m	22	19,865m	2	2	1440m
	右岸	5	2,450m	19	19,725m		2	1440m
	工作物	13	-	4	-			

* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表(神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-1)

(2) 雨水幹線水防地区 (神戸市建設局)

名 称	箇 所	数 量
雨水幹線	12	2,880m

* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表(神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-2)

(3) 運河・海岸水防地区 (神戸市みなと総局・経済観光局、姫路河川国道事務所)

名 称	重要水防区域	危険な区域
運河・海岸	80,335m	430m

* 運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表(神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-3)

(4) 重点整備ため池 (神戸市経済観光局)

名 称	箇 所	数 量
ため池	11	1,793m

* 重点整備ため池の選定基準及び重点整備ため池一覧表(神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-4)

改定水防計画

第3章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

市域のうち、水防活動上特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする

(1) 河川水防地区 (神戸市建設局)

名 称	一・二級河川						準用、普通河川	
	水防上最も重要な箇所			次に重要な箇所			重要な箇所	
	箇所	数量		箇所	数量		箇所	数量
河川数	左岸	<u>7</u>	<u>15,745m</u>	<u>19</u>	<u>16,380m</u>	2	2	1440m
	右岸	<u>9</u>	<u>16,255m</u>	<u>18</u>	<u>16,240m</u>		2	1440m
	工作物	<u>35</u>	-		<u>14</u>		-	

* 河川における重要水防箇所指定基準及び重要水防箇所一覧表(神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-1)

(2) 雨水幹線水防地区 (神戸市建設局)

名 称	箇 所	数 量
雨水幹線	<u>11</u>	<u>2,560m</u>

* 雨水幹線水防地区の選定基準及び雨水幹線水防地区一覧表(神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-2)

(3) 運河・海岸水防地区 (神戸市みなと総局・経済観光局、姫路河川国道事務所)

名 称	重要水防区域	危険な区域
運河・海岸	80,335m	430m

* 運河・海岸水防地区の選定基準及び運河・海岸水防地区一覧表(神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料3-3)

(4) 重点整備ため池 (神戸市経済観光局)

名 称	箇 所	数 量
ため池	<u>15</u>	<u>2,574m</u>

* 重点整備ため池の選定基準及び重点整備ため池一覧表(神戸市地域防災計画防災データベース水防計画水防資料4-2)